

食品中の残留農薬等に係る残留基準設定について
部会報告書の概要

○令和7年5月15日開催部会

- ・ 農薬エスプロカルブ
- ・ 農薬エタボキサム
- ・ 農薬トリフロキシストロビン
- ・ 農薬ピカルブトラゾクス
- ・ 農薬ポリオキシシンD亜鉛塩

エスプロカルブ (Esprocarb)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく農薬の再評価に係る食品健康影響評価の結果の通知がなされたこと、及び農林水産省から消費者庁に農薬の再評価に係る連絡がなされたことから、令和7年5月15日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／除草剤										
我が国の登録状況	農薬：移植水稻、小麦及び大麦を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価なされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：エスプロカルブとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.01 mg/kg体重/日 ARfD（急性参照用量）：0.05 mg/kg体重										
暴露評価	暴露評価対象物質：エスプロカルブとする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI/ADI (%) 注)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>1.0</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>1.6</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>0.6</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>1.1</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算法：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量 ② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出注）したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u> 注）作物残留試験における中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。		EDI/ADI (%) 注)	国民全体（1歳以上）	1.0	幼小児（1～6歳）	1.6	妊婦	0.6	高齢者（65歳以上）	1.1
	EDI/ADI (%) 注)										
国民全体（1歳以上）	1.0										
幼小児（1～6歳）	1.6										
妊婦	0.6										
高齢者（65歳以上）	1.1										
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.01	0.02	○			<0.005,<0.005,<0.005(#)※
小麦	0.01	0.05	○			<0.01,<0.01(#)※
大麦	0.01	0.05	○			<0.01,<0.01,<0.01(#)※
魚介類	0.2	0.2				推:0.14

○:既に、国内において登録等がされているもの

(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

推:推定される残留濃度

※)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日 食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添5「残留性が極めて低い農薬の基準値設定の考え方について」に基づき設定。

答申（案）

（別紙2）

エスプロカルブについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

エスプロカルブ

今回残留基準を設定する「エスプロカルブ」の規制対象は、エスプロカルブとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.01
小麦	0.01
大麦	0.01
魚介類	0.2

エタボキサム (Ethaboxam)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：ミニトマト）を受け、残留基準を設定するもの。 令和7年5月15日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺菌剤										
我が国の登録状況	農薬：ばれいしょ、はくさい等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてうり科野菜、ぶどう等に、カナダにおいて小麦、大麦等に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：エタボキサムとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.05 mg/kg体重/日 ARfD（急性参照用量）：0.75 mg/kg 体重										
暴露評価	暴露評価対象物質：エタボキサムとする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI/ADI (%) ^{注)}</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>7.2</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>12.3</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>8.2</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>7.1</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算法：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量 ② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出^{注)}したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u> 注）基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。		EDI/ADI (%) ^{注)}	国民全体（1歳以上）	7.2	幼小児（1～6歳）	12.3	妊婦	8.2	高齢者（65歳以上）	7.1
	EDI/ADI (%) ^{注)}										
国民全体（1歳以上）	7.2										
幼小児（1～6歳）	12.3										
妊婦	8.2										
高齢者（65歳以上）	7.1										
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
ばれいしょ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
はくさい	2	2	○			0.38,0.72(¥)
キャベツ	4	4	○			0.14~1.80(n=6)
ブロッコリー	9	9	○			1.74,2.44,4.42
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	50	25	○			13.7(サラダ菜)、 12.1,18.2(リーフレタス)
トマト	3	1	○・申			0.32~0.48(n=4)(#)(トマト)※1、 0.46,0.50,1.52(ミニトマト)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○			0.13,0.14(¥)
ぶどう	7	8	○			1.04~3.65(n=4)
はちみつ	0.05					※2

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

○:既に、国内において登録等がされているもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

※1)トマトについては、プロポーショナリティ(proportionality)の原則に基づき、処理濃度の比例性を考慮して換算した。なお、GAPに適合した使用量としては、12.5%SC1000倍散布を基に換算した。

※2)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

答申（案）

（別紙2）

エタボキサムについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

エタボキサム

今回残留基準を設定する「エタボキサム」の規制対象は、エタボキサムとする。

食品名	残留基準値 ppm
ばれいしょ	0.05
はくさい	2
キャベツ	4
ブロッコリー	9
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	50
トマト	3
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5
ぶどう	7
はちみつ	0.05

トリフロキシストロビン (Trifloxystrobin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：おうとう）及び「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく残留基準の設定要請（たまねぎ、しょうが等）を受け、残留基準を設定するもの。 令和7年5月15日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺菌剤										
我が国の登録状況	農薬：小麦、かんしょ等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価が行われ、2004年にADIが設定され、同年にARfDは設定の必要なしと評価されている。国際基準はキャベツ、核果類等に設定されている。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてアスパラガス、仁果類等に、カナダにおいてアーモンド、きゅうり等に、EUにおいてライ麦、ぶどう等に、豪州においてバナナ、いちご等に、ニュージーランドにおいてかんきつ類、キウィー等に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物、はちみつ及び魚介類にあつては、トリフロキシストロビンとし、畜産物にあつては、トリフロキシストロビン及び代謝物B【(E,E)-メトキシイミノ[2-({1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン}アミノオキシメチル)フェニル]酢酸】とする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.05 mg/kg体重/日 ARfD（急性参照用量）：設定の必要なし										
暴露評価	暴露評価対象物質：農産物、畜産物にあつては、トリフロキシストロビン及び代謝物Bとし、魚介類にあつては、トリフロキシストロビンとする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI/ADI (%)^{注)}</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>10.9</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>21.4</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>10.4</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>13.1</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算式：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量		EDI/ADI (%) ^{注)}	国民全体（1歳以上）	10.9	幼小児（1～6歳）	21.4	妊婦	10.4	高齢者（65歳以上）	13.1
	EDI/ADI (%) ^{注)}										
国民全体（1歳以上）	10.9										
幼小児（1～6歳）	21.4										
妊婦	10.4										
高齢者（65歳以上）	13.1										
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	2	2				※1
小麦	0.2	0.2	○	0.2		
大麦	0.5	0.5		0.5		
ライ麦	0.05	0.05			§ 0.05 EU	【<0.02,<0.02,0.05(#)(n=3)(EU)】
とうもろこし	0.02	0.05		0.02		
その他の穀類	0.02	0.05			0.05 米国 ^注	【(<0.02(n=6))(米国えん麦)】
大豆	0.05	0.08		0.05	0.08 米国 ^注	【<0.01~0.04(n=16)(米国)】
小豆類	0.2		IT	0.01	0.2 EU	【えんどう参照】
えんどう	0.2		IT	0.01	0.2 EU	【<0.01~0.093 (n=11)(EUえん どうまめ)】
そら豆	0.2		IT	0.01	0.2 EU	【えんどう参照】
らっかせい	0.02	0.05		0.02		
その他の豆類	0.2		IT	0.01	0.2 EU	【えんどう参照】
ばれいしょ	0.02	0.04		0.02		
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02	0.04			0.04 米国 ^注	【<0.02(n=15)(米国ばれいしょ)】
かんしょ	0.02	0.04	○		0.04 米国 ^注	【さといも類(やつがしらを含 む。)参照】
やまいも(長いもをいう。)	0.02	0.04			0.04 米国 ^注	【さといも類(やつがしらを含 む。)参照】
その他のいも類	0.02	0.04			0.04 米国 ^注	【さといも類(やつがしらを含 む。)参照】
てんさい	0.05	0.05	○	0.05		
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.08	0.1		0.08	0.1 米国 ^注	【<0.02~0.48(#)(n=6)(米国)】
だいこん類(ラディッシュを含む。)	15	15		15		
かぶ類の根	0.08	0.1			0.1 米国 ^注	【だいこん類(ラディッシュを含 む。)の根参照】
西洋わさび	0.08	0.1			0.1 米国 ^注	【だいこん類(ラディッシュを含 む。)の根参照】
はくさい	1	0.5	IT		2 米国 ^注	【0.028~0.584(n=6)(米国キャベ ツ)、0.438、0.666、0.680(米国 ブロッコリー)】
キャベツ	2	2		1.5		
芽キャベツ	0.5	0.1		0.5		
カリフラワー	0.5	0.5		0.5		
ブロッコリー	0.5	0.5		0.5		
その他のあぶらな科野菜	0.5	0.5		0.5		
ごぼう	0.08	0.1			0.1 米国 ^注	【だいこん類(ラディッシュを含 む。)の根参照】
サルシフィー	0.08	0.1			0.1 米国 ^注	【だいこん類(ラディッシュを含 む。)の根参照】
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	15	15		15		
その他のきく科野菜	9	4	IT		9 米国 ^注	【セロリ参照】
たまねぎ	1		IT		1.5 米国 ^注	【0.040~0.812(n=8)(米国葉たま ねぎ)】
ねぎ(リーキを含む。)	0.7	0.7		0.7		
にんにく	0.01	0.05	IT		0.04 米国 ^注	【<0.01(n=11),0.012(米国たま ねぎ(鱗茎))】
アスパラガス	0.05	0.07		0.05		
にんじん	0.1	0.1		0.1		
パースニップ	0.08	0.1			0.1 米国 ^注	【だいこん類(ラディッシュを含 む。)の根参照】
セロリ	9	4	IT	1	9 米国 ^注	【<0.01~5.22(#)(n=6)(米国)】
その他のせり科野菜	9	4	IT		9 米国 ^注	【セロリ参照】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
トマト	0.7	0.7		0.7		
ピーマン	0.5	0.5		0.3	0.5 米国 ^注	【0.04,0.06,0.25(米国トマト)、 0.04,0.13,0.14(米国ピーマン、と うがらし類)】
なす	0.7	0.7		0.7		
その他のなす科野菜	0.5	2	IT		0.5 米国 ^注	【ピーマン参照】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	0.7	○	0.3		0.198,0.249(¥)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	0.3		0.3		
しろうり	0.3	0.3		0.3		
すいか(果皮を含む。)	0.3	0.3		0.3		
メロン類果実(果皮を含む。)	0.3	0.3		0.3		
まくわうり(果皮を含む。)	0.3	0.3		0.3		
その他のうり科野菜	0.3	0.3		0.3		
ほうれんそう	20	20		20		
しょうが	0.03		IT	0.03		
未成熟えんどう	2			1.5		
未成熟いんげん	0.5	0.5		0.5		
えだまめ	0.5	0.08		0.5		
その他の野菜	9	4	IT	1.5	9 米国 ^注	【セロリ参照】
みかん(外果皮を含む。)	2	2	○	0.5		0.30,0.70(¥)
なつみかんの果実全体	3	3	○	0.5		0.72,1.16(¥)
レモン	2	3	○	0.5		0.15(かぼす),0.52(¥)(すだち)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	3	○	0.5		(みかん(外果皮を含む。))参照
グレープフルーツ	3	3	○	0.5		(なつみかんの果実全体参照)
ライム	2	3	○	0.5		(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	3	3	○	0.5		(なつみかんの果実全体参照)
りんご	2	3	○	0.7		0.646,0.97(¥)
日本なし	5	5	○	0.7		0.95(日本なし),1.69(¥)(西洋なし)
西洋なし	5	5	○	0.7		(日本なし参照)
マルメロ	0.7	0.7		0.7		
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.7	0.7		0.7		
もも(果皮及び種子を含む。)	3	5	○	3		1.08,1.36(¥)
ネクタリン	3	3	○	3		0.57,1.08(¥)
あんず(アプリコットを含む。)	5	5	○	3		(うめ参照)
すもも(ブルーベリーを含む。)	3	3	○	3		
うめ	5	5	○	3		0.83,2.56(¥)
おうとう(チェリーを含む。)	5	3	○・申	3		1.05,1.87(¥)
いちご	1	1		1		
ラズベリー	3		IT	3		
ブラックベリー	3		IT	3		
ブルーベリー	3	2	IT	3		
ハuckleベリー	3			3		
その他のベリー類果実	3	2	IT	3		
ぶどう	3	5	○・IT	3		
かき	1	1	○	0.7		0.30,0.32(¥)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
バナナ	0.4	0.5		0.05	0.5	【0.062～0.20(＃)(n=5)(豪州)】 【<0.02(＃)(n=4)(ニュージーランド)】
キウイ(果皮を含む。)	0.02	0.02			0.02	
パパイヤ	0.6	0.7		0.6		【(0.07～0.26(＃)(n=4)(米国ハワイ)】
グアバ		0.05				
マンゴー	0.6	0.7			0.7	
パッションフルーツ		0.05				
その他の果実	3	3		3		
綿実	0.4	0.4		0.4		
その他のオイルシード	0.4			0.4		
ぎんなん	0.02	0.02		0.02		
くり	0.02	0.04		0.02		
ペカン	0.02	0.04		0.02		
アーモンド	0.02	0.04		0.02		
くるみ	0.02	0.04		0.02		
その他のナッツ類	0.02	0.04		0.02		
茶	5	5	○			0.78,1.38,2.18(荒茶)
コーヒー豆	0.02	0.05		0.015		
ホップ	40	40		40		
その他のスパイス	10	10	○	3		1.10,3.70(¥)(みかんの果皮)
その他のハーブ	15	4		15		
牛の筋肉	0.07	0.05		0.07		
豚の筋肉	0.07	0.05		0.07		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.07	0.05		0.07		
牛の脂肪	0.07	0.05		0.07		
豚の脂肪	0.07	0.05		0.07		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.07	0.05		0.07		
牛の肝臓	0.09	0.05		0.09		
豚の肝臓	0.09	0.05		0.09		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.09	0.05		0.09		
牛の腎臓	0.09	0.04		0.09		
豚の腎臓	0.09	0.04		0.09		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.09	0.04		0.09		
牛の食用部分	0.09	0.05		0.09		
豚の食用部分	0.09	0.05		0.09		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.09	0.05		0.09		
乳	0.02	0.02		0.02		
鶏の筋肉	0.04	0.04		0.04		
その他の家さんの筋肉	0.04	0.04		0.04		
鶏の脂肪	0.04	0.04		0.04		
その他の家さんの脂肪	0.04	0.04		0.04		
鶏の肝臓	0.04	0.04		0.04		
その他の家さんの肝臓	0.04	0.04		0.04		
鶏の腎臓	0.04	0.04		0.04		
その他の家さんの腎臓	0.04	0.04		0.04		
鶏の食用部分	0.04	0.04		0.04		
その他の家さんの食用部分	0.04	0.04		0.04		
鶏の卵	0.04	0.04		0.04		
その他の家さんの卵	0.04	0.04		0.04		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
魚介類	0.03	0.03				推:0.027
はちみつ	0.05					※2
米ぬか				7		※3
小麦ふすま				0.5		※3
干しぶどう				5		※3
食用オリーブ油(バージンオイルに限る。)				0.9		※3
食用オリーブ油(バージンオイルを除く。)				1.2		※3

○:既に、国内において登録等がされているもの
申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
IT:海外で設定されている基準値を参照するようインポートトレランス申請されたもの
(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績
(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)
推:推定される残留濃度
注) 米国、豪州及びニュージーランドでは残留の規制対象がトリフロキシストロビン及び代謝物Bであり、この和から基準値が設定されている。
\$:現行基準値設定当時のEUの基準値を示す。

※1) Codex基準における「Rice」については、「粳米」に対する基準値であり、我が国における「玄米」への基準は設定されていない。ただし、2004年のJMPRによる評価において、粳米の基準値は5 mg/kg、粳米から精米及び米ぬかへの加工係数はそれぞれ0.18及び1.4と設定されている。また、米の基準値設定のための作物残留試験において精米と米ぬかの重量比が88:12であったことから「米(玄米)」の基準値を計算し、2 ppmを設定することとした。

※2) 「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日 食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

※3) 加工食品である米ぬか、小麦ふすま、干しぶどう、食用オリーブ油(バージンオイルに限る。)及び食用オリーブ油(バージンオイルを除く。)について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、これらの物質について、JMPRは米ぬか、小麦ふすま、干しぶどう、食用オリーブ油(バージンオイルに限る。)及び食用オリーブ油(バージンオイルを除く。)の加工係数をそれぞれ1.4(粳米から米ぬかへの加工係数)、2.7、2.3、4.1及び3と算出している。

トリフロキシストロビンについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

トリフロキシストロビン

今回残留基準を設定する「トリフロキシストロビン」の規制対象は、農産物、はちみつ及び魚介類にあっては、トリフロキシストロビンとし、畜産物にあっては、トリフロキシストロビン及び代謝物B【(E,E)-メトキシイミノ[2-({1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン}アミノオキシメチル)フェニル]酢酸】とする。ただし、代謝物Bはトリフロキシストロビンの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	2
小麦	0.2
大麦	0.5
ライ麦	0.05
とうもろこし	0.02
その他の穀類 ^{注1)}	0.02
大豆	0.05
小豆類 ^{注2)}	0.2
えんどう	0.2
そら豆	0.2
らっかせい	0.02
その他の豆類 ^{注3)}	0.2
ばれいしょ	0.02
さといも類（やつがしらを含む。）	0.02
かんしょ	0.02
やまいも（長いものをいう。）	0.02
その他のいも類 ^{注4)}	0.02
てんさい	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.08
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	15
かぶ類の根	0.08
西洋わさび	0.08
はくさい	1
キャベツ	2
芽キャベツ	0.5
カリフラワー	0.5
ブロッコリー	0.5

食品名	残留基準値 ppm
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	0.5
ごぼう	0.08
サルシフィー	0.08
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	15
その他のきく科野菜 ^{注6)}	9
たまねぎ	1
ねぎ（リーキを含む。）	0.7
にんにく	0.01
アスパラガス	0.05
にんじん	0.1
パースニップ	0.08
セロリ	9
その他のせり科野菜 ^{注7)}	9
トマト	0.7
ピーマン	0.5
なす	0.7
その他のなす科野菜 ^{注8)}	0.5
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.7
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3
しろうり	0.3
すいか（果皮を含む。）	0.3
メロン類果実（果皮を含む。）	0.3
まくわうり（果皮を含む。）	0.3
その他のうり科野菜 ^{注9)}	0.3
ほうれんそう	20
しょうが	0.03
未成熟えんどう	2
未成熟いんげん	0.5
えだまめ	0.5
その他の野菜 ^{注10)}	9
みかん（外果皮を含む。）	2
なつみかんの果実全体	3
レモン	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	2
グレープフルーツ	3
ライム	2

食品名	残留基準値 ppm
その他のかんきつ類果実 ^{注11)}	3
りんご	2
日本なし	5
西洋なし	5
マルメロ	0.7
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.7
もも（果皮及び種子を含む。）	3
ネクタリン	3
あんず（アプrikottを含む。）	5
すもも（プルーンを含む。）	3
うめ	5
おうとう（チェリーを含む。）	5
いちご	1
ラズベリー	3
ブラックベリー	3
ブルーベリー	3
ハックルベリー	3
その他のベリー類果実 ^{注12)}	3
ぶどう	3
かき	1
バナナ	0.4
キウイ（果皮を含む。）	0.02
パパイヤ	0.6
マンゴー	0.6
その他の果実 ^{注13)}	3
綿実	0.4
その他のオイルシード ^{注14)}	0.4
ぎんなん	0.02
くり	0.02
ペカン	0.02
アーモンド	0.02
くるみ	0.02
その他のナッツ類 ^{注15)}	0.02
茶	5
コーヒー豆	0.02
ホップ	40
その他のスパイス ^{注16)}	10
その他のハーブ ^{注17)}	15

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.07
豚の筋肉	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注18)} の筋肉	0.07
牛の脂肪	0.07
豚の脂肪	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.07
牛の肝臓	0.09
豚の肝臓	0.09
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.09
牛の腎臓	0.09
豚の腎臓	0.09
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.09
牛の食用部分 ^{注19)}	0.09
豚の食用部分	0.09
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.09
乳	0.02
鶏の筋肉	0.04
その他の家きん ^{注20)} の筋肉	0.04
鶏の脂肪	0.04
その他の家きんの脂肪	0.04
鶏の肝臓	0.04
その他の家きんの肝臓	0.04
鶏の腎臓	0.04
その他の家きんの腎臓	0.04
鶏の食用部分	0.04
その他の家きんの食用部分	0.04
鶏の卵	0.04
その他の家きんの卵	0.04
魚介類	0.03
はちみつ	0.05

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注3) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注5) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注7) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注8) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注9) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注10) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注11) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注12) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注13) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（ブルーベリーを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注14) 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注15) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注16) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注17) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注18) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注19) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注20) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ピカルブトラゾクス (Picarbutrazox)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：セルリー、なつみかんの果実全体等）を受け、残留基準を設定するもの。 令和7年5月15日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺菌剤										
我が国の登録状況	農薬：はくさい、キャベツ等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において豆類、うり科野菜類等に、カナダにおいて畜産物、とうもろこし等に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ピカルブトラゾクス及び代謝物B【 <i>tert</i> -ブチル= (6-[(<i>E</i>)-(1-メチル-1 <i>H</i> -5-テトラゾリル)(フェニル)メチレン]アミノオキシメチル)-2-ピリジル)カルバメート】とする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.023 mg/kg体重/日 ARfD（急性参照用量）：設定の必要なし										
暴露評価	暴露評価対象物質：ピカルブトラゾクス及び代謝物Bとする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI／ADI (%) 注)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>21.6</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>34.0</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>21.1</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>25.7</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算法：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量		EDI／ADI (%) 注)	国民全体（1歳以上）	21.6	幼小児（1～6歳）	34.0	妊婦	21.1	高齢者（65歳以上）	25.7
	EDI／ADI (%) 注)										
国民全体（1歳以上）	21.6										
幼小児（1～6歳）	34.0										
妊婦	21.1										
高齢者（65歳以上）	25.7										
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.01	0.01	○			<0.01,<0.01※1
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02	0.02	○			<0.01,<0.01,0.01
てんさい	0.01	0.01	○			<0.01,<0.01※1
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.08	0.08	○			0.01～0.04(n=6)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	15	15	○			2.19～5.85(n=6)
かぶ類の根	0.05	0.05	○			0.01,0.02,0.02
かぶ類の葉	15	15	○			2.32,2.66,6.20
はくさい	2	2	○			0.04～0.79(n=4)
キャベツ	3	3	○			0.05～1.17(n=6)
ケール	15	15	○			(こまつな参照)
こまつな	15	15	○			1.36,1.66,6.48
きょうな	10	10	○			2.72,3.36(¥)(みずな)
チンゲンサイ	15	15	○			(こまつな参照)
カリフラワー	2	2	○			(ブロッコリー参照)
ブロッコリー	2	2	○			0.24,0.74,0.92
その他のあぶらな科野菜	15	15	○			(こまつな参照)
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	30	15	○			4.68,8.94(リーフレタス)、7.93(サラダ菜)
たまねぎ	0.03	0.03	○			<0.01～0.02(n=6)
ねぎ(リーキを含む。)	3	3	○			0.20～1.47(n=6)
にんにく	0.03	0.03	○			(たまねぎ参照)
にら	3	3	○			(ねぎ(リーキを含む。))参照
アスパラガス	3	3	○			0.49,1.09(¥)
わけぎ	3	3	○			(ねぎ(リーキを含む。))参照
その他のゆり科野菜	3	3	○			(ねぎ(リーキを含む。))参照
セロリ	8		申			1.86, 2.09, 3.60
みつば	10	10	○			2.65,5.38(¥)
トマト	1	2	○			0.21～0.60(n=6)(ミニトマト)
ピーマン	1	1	○			0.23,0.29,0.48
なす	0.5	0.5	○			0.05～0.22(n=6)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.4	0.4	○			0.07～0.19(n=6)(きゅうり)、0.06～0.24(n=6)(すいか)、 0.04,0.17,0.18(メロン)、0.04,0.05,0.16(ズッキーニ)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.4	0.4	○			(きゅうり(ガーキンを含む。))参照
しろり	0.4	0.4	○			(きゅうり(ガーキンを含む。))参照
すいか(果皮を含む。)	0.4	0.4	○			(きゅうり(ガーキンを含む。))参照
メロン類果実(果皮を含む。)	0.4	0.4	○			(きゅうり(ガーキンを含む。))参照
まくわうり(果皮を含む。)	0.4	0.4	○			(きゅうり(ガーキンを含む。))参照
その他のうり科野菜	0.4	0.4	○			(きゅうり(ガーキンを含む。))参照
ほうれんそう	30	30	○			5.78～8.91(n=6)
しょうが	2	2	○			0.12～1.08(n=5)
みかん(外果皮を含む。)	2	2	○			0.18～1.11(n=6)(温州みかん)、0.42(すだち)、0.44 (かぼす)、0.48(ゆず)
なつみかんの果実全体	2		申			(みかん(外果皮を含む。))参照
レモン	2		申			(みかん(外果皮を含む。))参照
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2		申			(みかん(外果皮を含む。))参照
グレープフルーツ	2		申			(みかん(外果皮を含む。))参照
ライム	2		申			(みかん(外果皮を含む。))参照
その他のかんきつ類果実	2		申			(みかん(外果皮を含む。))参照

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
いちご	0.01	0.01	○			<0.01,<0.01,<0.01
その他の果実	2		申			0.31, 0.94(¥)(いちじく)
その他のスパイス	10	10	○			1.22～5.92(n=6)(温州みかんの果皮)
その他のハーブ	15	15	○			1.68～7.67(n=4)(みょうが)
はちみつ	0.05	0.05				※2

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

○:既に、国内において登録等がされているもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

※1)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添5「残留性が極めて低い農薬の基準値設定の考え方について」に基づき設定。

※2)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和5年3月31日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

ピカルブトラゾクスについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

ピカルブトラゾクス

今回残留基準を設定する「ピカルブトラゾクス」の規制対象は、ピカルブトラゾクス及び代謝物B【*tert*-ブチル= (6-[(*E*)-(1-メチル-1*H*-5-テトラゾリル)(フェニル)メチレン]アミノオキシメチル)-2-ピリジル)カルバメート】とする。ただし、代謝物Bはピカルブトラゾクスの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.01
さといも類（やつがしらを含む。）	0.02
てんさい	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.08
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	15
かぶ類の根	0.05
かぶ類の葉	15
はくさい	2
キャベツ	3
ケール	15
こまつな	15
きょうな	10
チンゲンサイ	15
カリフラワー	2
ブロッコリー	2
その他のあぶらな科野菜 ^{注1)}	15
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	30
たまねぎ	0.03
ねぎ（リーキを含む。）	3
にんにく	0.03
にら	3
アスパラガス	3
わけぎ	3
その他のゆり科野菜 ^{注2)}	3
セロリ	8
みつば	10
トマト	1
ピーマン	1

食品名	残留基準値 ppm
なす	0.5
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.4
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.4
しろうり	0.4
すいか（果皮を含む。）	0.4
メロン類果実（果皮を含む。）	0.4
まくわうり（果皮を含む。）	0.4
その他のうり科野菜 ^{注3)}	0.4
ほうれんそう	30
しょうが	2
みかん（外果皮を含む。）	2
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 ^{注4)}	2
いちご	0.01
その他の果実 ^{注5)}	2
その他のスパイス ^{注6)}	10
その他のハーブ ^{注7)}	15
はちみつ	0.05

注1) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注2) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注4) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注5) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注6) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注7) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

ポリオキシンD亜鉛塩 (Polyoxorim-zinc)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく農薬登録申請（新規製剤の登録申請：てんさい）及び適用拡大申請（ブロッコリー、トマト等）に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定するもの。 令和7年5月15日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺菌剤、抗生物質										
我が国の登録状況	農薬：キャベツ、りんご等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAQ/WHO合同残留農薬専門家会議(JMPR)における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合(EU)、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国、カナダ、豪州及びニュージーランドにおいては基準値設定が免除されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ポリオキシンDとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：7.2 mg/kg体重/日* ARfD（急性参照用量）：設定の必要なし *: 暴露評価には、ポリオキシンD亜鉛塩のADI（7.2 mg/kg体重/日）を、分子量比0.89を用いて、ポリオキシンDとしてのADIに換算した値（6.4 mg/kg体重/日）を用いた。										
暴露評価	暴露評価対象物質：ポリオキシンDとする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI/ADI (%) 注)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td><td>0.0</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>0.0</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>0.0</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>0.0</td></tr> </tbody> </table> 注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量		EDI/ADI (%) 注)	国民全体（1歳以上）	0.0	幼小児（1～6歳）	0.0	妊婦	0.0	高齢者（65歳以上）	0.0
	EDI/ADI (%) 注)										
国民全体（1歳以上）	0.0										
幼小児（1～6歳）	0.0										
妊婦	0.0										
高齢者（65歳以上）	0.0										
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
てんさい	0.01		申			<0.01,<0.01,<0.01
キャベツ	0.1	0.1	○			<0.1,<0.1(※)※1
ブロッコリー	1		申			0.04,0.18,0.50
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.1	0.1	○			<0.1,<0.1(かきちしや)、 <0.1(たちちしや)、 <0.1(美味タス)※1
ねぎ(リーキを含む。)	0.1	0.1	○			<0.1,<0.1※1
にら	15		申			1.14,1.38,4.86
アスパラガス	0.5	0.5	○			0.14,0.15(¥)
トマト	0.3		申			0.03,0.06,0.07(トマト), 0.07,0.12,0.13(ミニトマト)
ピーマン	1		申			0.33,0.38,0.42
なす	0.2		申			0.04~0.09(n=6)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.1	0.1	○			<0.1,<0.1(※)※1
メロン類果実(果皮を含む。)	0.3		申			0.06,0.07,0.14
りんご	0.05	0.05	○			<0.05,<0.05(※)※2
はちみつ	0.05	0.05				※3

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

○:既に、国内において登録等がされているもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(※):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

※1)微生物学的力価試験法による結果であることを考慮し、定量下限値を基準値案とした。

※2)農薬の使用方法から極めて残留が低いと考えられるものの、微生物学的力価試験法による結果であることを考慮し、定量下限値を基準値案とした。

※3)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和5年3月31日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

ポリオキシシンD亜鉛塩については、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

ポリオキシシンD亜鉛塩

今回残留基準を設定する「ポリオキシシンD亜鉛塩」の規制対象は、ポリオキシシンDとする。

食品名	残留基準値 ppm
てんさい	0.01
キャベツ	0.1
ブロッコリー	1
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	0.1
にら	15
アスパラガス	0.5
トマト	0.3
ピーマン	1
なす	0.2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.1
メロン類果実（果皮を含む。）	0.3
りんご	0.05
はちみつ	0.05